

障がい福祉サービス等

障がい福祉サービスには、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」があります。各サービスの利用対象者は手帳所持者になりますが、詳細な利用条件についてはお問い合わせください。

	サービスの種類	サービスの内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者あるいは重度の知的・精神障がい者であって、行動障がい等を有する等、常に介護が必要な人に、居宅介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障がい者等 包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時における移動の援護、移動に必要な視覚的情報の提供、排せつ、食事等の介護等を行います
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います(宿泊のみ)
	療養介護	医療と常時介護が必要な人に、療養介護の指定を受けている医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護が必要な人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を経て一般企業等に就職した方に対して、就労の継続に必要な支援を行います
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	自立生活援助	地域移行をして一人暮らしをしている人等に、定期的な訪問や日常生活上の援助を行います
相談支援事業	地域移行支援	施設、病院等に入所・入院している障がい者あるいは保護施設、矯正施設等を退所する障がい者を対象として、地域移行支援計画を作成し、地域移行に必要な支援を行います
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います

児童通所支援

	サービスの種類	サービスの内容
児童通所支援	児童発達支援	未就学障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいや感染リスクの高い児童発達支援の対象者に対して、自宅に訪問して、指導・訓練を行います。
	放課後等デイサービス	就学後の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います
	保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援を行います

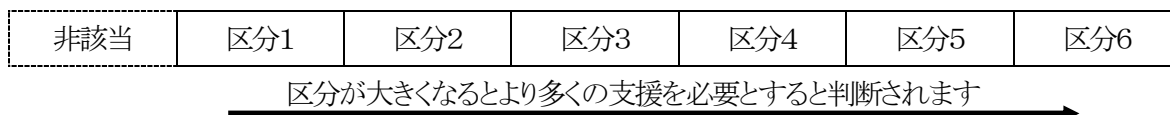
障がい福祉サービス事業所のうち、就労系・生活介護の各事業所の活動内容や環境、特色などが記載された「事業所情報」をホームページで公開しています。

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1183/1137/p023060.html>

障がい支援区分

障がい福祉サービスのうち「介護給付」及び共同生活援助(GH)を利用する場合は、市町村審査会において「障がい支援区分」の認定を受ける必要があります。「障がい支援区分」は、障がいをお持ちの方の心身の状態を総合的に表す区分であり、「非該当」から「障がい支援区分1～6」に判定されます。市町村審査会では、認定調査員による調査内容と、障がいをお持ちの方の主治医より提出された医師意見書をもとに、審査判定を行います。

※ 「医師意見書」は障がいをお持ちの方の主治医に対し、市町村から直接作成を依頼します。



サービスの利用のしかた

1 相談・申請

市役所又は相談支援事業者(※)に相談します。

サービスが必要な場合は、市役所に申請します。

(※) 相談支援事業者とは、障がい福祉サービス等についての相談及び申請時の支援をする事業者のことです。

2 認定調査

市町村の認定調査員が、障がいをお持ちのご本人及び保護者の方等と面接して、心身の状態や生活環境などについての調査を行います。

3 障がい支援区分の審査・判定(介護給付・GH申請者)

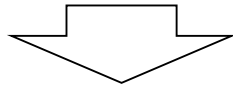
市町村審査会において、「認定調査」の結果と、「医師意見書」を審査し、どの程度介護が必要な状態かを検討した上で「障がい支援区分」が決められます。

介護給付・GH以外のサービス申請者と児童(18歳未満)の場合

介護給付の内容についてはP33を参照してください。

4 サービス等利用計画案の作成

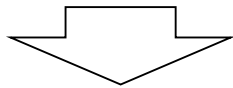
相談支援事業者にサービス等利用計画案の作成を依頼し、市役所へ提出します。



5 決定(認定)・通知

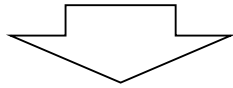
障がい支援区分や生活環境、申請者の意向をもとにサービスの支給量などが決定され、市役所から「決定通知書」とともに「障がい福祉サービス受給者証」(水色)が交付されます。

- ※ 障がい支援区分の審査・判定をした方には「障がい支援区分認定通知書」を発行します。
- ※ 障がい支援区分の認定結果について不服があるときは、都道府県に審査請求をすることができます。
- ※ 日中一時支援事業・移動支援事業の申請をされた方には、別に「地域生活支援事業受給者証」(うす桃色)が交付されます。(日中一時支援事業・移動支援事業については、P39,40を参照してください。)
- ※ 児童通所支援の申請をされた方には、別に「児童通所支援受給者証」(黄色)が交付されます。



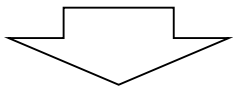
6 事業所と契約

サービスを利用する事業所を選択し、利用に関する契約をします。



7 サービス等利用計画書の作成

サービス等利用計画案をもとに相談支援事業者にサービス等利用計画書の作成を依頼し、市役所へ提出します。



8 サービスの利用開始

受給者証を事業所に提示してサービスを利用し、利用者負担(原則として1割)を支払います。



問合せ先 岡崎市役所障がい福祉課審査給付係 (TEL 23-6853 ・ FAX 25-7650)